

神奈川県
の犯罪被害者等支援施策の実施状況に係る意見
及び県の考え方について

平成 30 年 2 月

神奈川県安全防災局安全防災部くらし安全交通課

神奈川県犯罪被害者等支援施策・事業に係る意見及び意見に係る県の考え方

意見募集実施期間：平成29年9月22日～10月23日

意見内容区分

1	総合的支援体制の整備と支援関係機関の連携に関する意見（24件）
2	日常生活回復にむけたきめ細かい支援の提供に関する意見（18件）
3	県民・事業者の理解の促進に関する意見（3件）
4	被害者等を支える人材の育成に関する意見（3件）
5	その他（全体を通じての意見など）（0件）

意見反映区分

A	今後の取組みを検討するもの（4件）
B	ご意見の内容はすでに実施しているもの（24件）
C	今後の取組みの参考とするもの（18件）
D	反映できないもの（1件）
E	その他（1件）

番号	意見	県の考え方	反映区分
1 総合的支援体制の整備と支援関係機関の連携に関する意見			
1	神奈川県における犯罪被害者等支援施策は、全国的に見ても大変充実している上、本年度は、「かならいん」の開設・運営や、津久井やまゆり園事件を受けた緊急支援の推進を盛り込むなど、ニーズや特殊事案にも即答し、柔軟に対応されていると考える。	今後とも、津久井やまゆり園事件を教訓として平成29年8月に修正した「第2期犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、犯罪被害者等支援施策の一層の充実に取り組んでまいります。	B
2	犯罪被害者の問題は、まだ一部の関係者の方しか知らないか、または関心が低いため、犯罪被害者支援をテーマにしたドラマを作るなど、広く県民、国民に周知するためにマスコミを利用したらいいのではないか。	県では、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動や、関係機関と連携した街頭キャンペーン等により周知を行っておりますが、より効果的な広報に向けて、今後の参考とさせていただきます。	C
3	性犯罪被害者の産婦人科での受診について、幸せな妊婦さんと同じ待合室で待ったり、診察したりするのは、被害者にとって非常に辛いので、病院への支援を充実させ、別室で対応できるようにする等、性犯罪被害者に配慮した診察が出来るように予算を組んでほしい。	8月に開設した性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下、「かならいん」という）においては、産婦人科での受診に際し、医療費等の公費負担を行っております。また、協力医療機関に対し、被害者の不安を和らげるため、他の患者さんと顔を合わせないような配慮もお願いしています。	B
4	神奈川県では、性犯罪被害者の支援窓口がサポートステーション以外にもあり、行政の理解が進んでいると感じる。	今後とも、かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下、「サポートステーション」という）や、かならいんの適切な運営に努めてまいります。	B
5	かならいんカードを女子トイレに設置してほしい。	かならいんの広報カードは、関係機関や一部の大型商業施設等の女性トイレに設置をしておりますが、今後も、より多くの場所にカードを設置できるよう努めてまいります。	B

番号	意見	県の考え方	反映区分
6	<p>県条例3条3項には、被害者が被害を受けたときから、壊された日常生活を早期に回復できるよう支援が途切れることなく行われることが規定されているが、支援員として直接支援に携わった事例のほとんどが公判傍聴付添い支援で終了しており、支援の対象も犯罪被害者等給付金の支給対象の被害に限定されているように思う。全体の直接支援件数のうち、電話相談を経由した直接支援件数は3%しかなく、数年前の県民調査結果においては、県の被害者支援施策について満足またはやや満足との回答が極めて少数であった。</p> <p>一方、横浜市では、支援対象範囲も限定していないとされている。県としては、まず横浜市との間で支援対象の枠を広げ、その支援が途切れないよう連携協力体制を構築するとともに、それを具体的に電話相談受理時に援用できるようにしてほしい。また、順次他市町村とも同様の連携を図り、現状以上に実体を伴った支援体制を実現できるよう検討してほしい。</p>	<p>サポートステーションでは、県犯罪被害者等支援条例に基づき、あらゆる犯罪の被害にあわれた方を対象に、幅広くご相談をお受けするとともに、殺人や傷害、性被害などの身体的な被害にあわれた方を対象に、法律相談やカウンセリングなどの支援を行っております。また、被害者のニーズに対応し、必要に応じて市町村の総合的対応窓口など関係機関との連絡調整を行い、各関係機関につなぐなど、途切れない支援の提供に努めております。</p>	C
7	<p>オリンピックに向け、外国人の訪問者はさらに増えると予想される。また、神奈川にはオリンピックの会場となる自治体や選手の事前受け入れをきめている自治体があり、当然受け入れ準備は進められていると思うが、不測の事件や事故が発生する可能性がある。事件や事故が起きた地域の警察や自治体だけで外国人被害者に対応するのは難しいと思われることから、県が中心となって、(経済的支援等は無理でも)県民に対するのと同様の支援が行えるように、今から備えておくこと喫緊の課題であると考えられる。</p>	<p>県では、県内において犯罪等により死傷者が多数に上る事案等が発生した場合において、犯罪被害者等支援条例第22条に基づき、民間支援団体や市町村等関係機関と連携し、県内在住者に限らず、必要な緊急支援を実施することとしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	C
8	<p>サポートステーションの運営充実については、被害者からの連絡を待っているのでは、真の支援とは言えないと思うので、被害直後の被害者のところに警察と支援センター、市町村の担当者が向かい出てゆくアウトリーチが必要である。被害直後の被害者は、現実を受け入れられず、適切な判断ができず、何に困っているのかを把握できない場合が多いので、警察だけでなく他の機関が早期に介入する必要がある。</p>	<p>サポートステーションは、県、県警及び民間支援団体が連携して運営し、被害者の心情に配慮しながら被害者の個々のニーズの早期把握に努めております。</p>	C
9	<p>他県に先駆けて24時間365日のホットラインを設置したことは大いに評価するが、相談者に対して適切な助言ができていないのかは疑問がある。もっと実効性のある内容になればと願っている。</p>	<p>県では、平成29年8月に性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を開設し、電話相談のほか、必要に応じて医療機関の受診、付添い支援、カウンセリング、法律相談等を行っております。また、支援研修を定期的に行うなど、相談員の資質向上に努めております。</p>	B
10	<p>今までは放置されてきた犯罪被害者である県・市民が、事件後もそこで生活していけるようなきめ細かな支援を自治体の方にはお願いしたい。</p>	<p>サポートステーションでは、これまでも必要に応じて市町村の総合的対応窓口等との連絡調整を行うなど、被害者のニーズに応じた適切な支援を行うよう努めておりますが、今後も、被害者の生活の拠点となる市町村の犯罪被害者等支援の取組みを支援していくとともに、市町村との連携の充実に取り組んでまいります。</p>	B
11	<p>近年、サポートステーションにおける支援(特に法律相談、付き添い支援)件数が増加しており、より一層の周知を望む。</p>	<p>県では、県のたよりによる広報や、学校等へのポスターの掲示等さまざまな広報媒体を通じた広報啓発活動や、関係機関と連携した街頭キャンペーン等を実施していますが、今後とも効果的な広報に努めてまいります。</p>	B

番号	意見	県の考え方	反映区分
12	世界各地でテロ等の大規模な事件が発生している中、日本でそのような大規模な事件が起きた場合、想定外の混乱が起こることなく、的確な対応が取れるよう一刻も早い支援体制の強化を望む。	県警察では、テロ等の大規模な事件が発生し、死傷者が多数に及ぶ事案が発生した場合は、発生地を管轄する警察署等に被害者支援本部を設置し、周辺署から人員を招集して集中運用し被害者支援を推進する体制を構築しております。今後とも大規模事件に対応できるよう引き続き努力してまいります。	B
13	「かならいん」の開設は、性犯罪被害者にとっては、大変重要な早期支援であるとともに、中長期支援に向けて橋渡しをしていくことができるのではないかと。もっと早く開設してほしかった。	今後とも、かならいんにおいて性犯罪被害者のニーズに応じた適切な支援を行ってまいります。	B
14	犯罪被害者支援とは、突然犯罪に巻き込まれた被害者と対峙していかなければならない専門的な知識を必要とする大変難しい関わりであり、犯罪被害者支援センターの財政難の報道(毎日新聞2016年8月30日付)は、各機関抱える問題でもある。人材育成、給付金支給のためにも犯罪被害者支援の財政を増やしてほしい。	引き続き民間支援団体への支援を継続するとともに、犯罪被害者等支援に係る予算の確保について、国へ要望してまいります。	C
15	犯罪被害者等支援施策については、居住地により受けられる支援の質に差異がでないよう、全国一律のサービスを提供することが望ましい。県の積極的なリーダーシップのもと、県内市町村間の連携強化や各市町村における支援体制の充実を支援する施策を展開するとともに、国への働きかけを行ってほしい。	県では、県内市町村における犯罪被害者等支援施策の推進を図るため、市町村の総合的対応窓口との連絡調整や市町村職員を対象とした研修等を行っているところですが、今後とも、市町村による犯罪被害者等支援の取組を支援し、市町村との連携の充実に努めるとともに、機会をとらえて国における犯罪被害者等支援施策の促進について働きかけを行ってまいります。	C
16	「大規模被害者支援事案発生時における取組や地域でできる被害者支援の必要性等についての事例検討を実施」(28年度)した結果をふまえ、今後そのような事案が発生した場合に県と市町村が連携して支援に取り組む際のモデルケースなどを示していただきたい。	県警察では、市町村も関係機関として構成員となっている、警察署の「被害者支援ネットワーク」等を活用して、大規模事件に対しても県及び市町村と連携して支援に取り組んでいます。	C
17	他県に居住する高齢の両親の一方が交通事故でなくなった場合、残された高齢の片親に代わって神奈川県に住む子供が刑事裁判等の対応をしようとしても、神奈川県の支援センターでは手が出せず、親が住む県の支援センターは、態勢が不十分で支援が得られないという問題が発生している。弁護士を頼むにも情報が少なく困難が生じることから、該当都道府県の支援センターが手を組む等の対応ができないか。	いただいたご意見は、民間支援団体にお伝えいたします。	E
18	誰しも犯罪被害者になる可能性があり、身近な市区町村での相談窓口の開設が非常に遅れているのが残念だ。県の指導で強力に進めてほしい。	現在、県内の全ての市町村に、犯罪被害者総合的対応窓口及び犯罪被害者施策担当窓口が設置されており、サポートステーションのリーフレットに一覧を掲載しております。また、県では市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブックを作成するなど、各市町村の取組み支援を行っています。	B
19	県内市区町村の犯罪被害者等支援条例施行を要望する。	県内では、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市、寒川町において、犯罪被害者等支援に関する条例が制定されております。今後とも、市町村の条例の制定を検討する際には、積極的に支援を行ってまいります。	A
20	サポステが活動開始して8年目に入ったが、継続した広報により被害者支援活動も理解が深まっている。今後も継続した広報を強化して県民の理解を深めていく必要がある。	県では、県のたよりによる広報や、学校等へのポスターの掲示等さまざまな広報媒体を通じた広報啓発活動や、関係機関と連携した街頭キャンペーン等を実施していますが、今後とも効果的な広報に努めてまいります。	B

番号	意見	県の考え方	反映区分
21	「かならいん」が8月1日から活動したが、具体的支援内容も明示されており、他県にない支援システムが出来上がったと思う。本支援についても県民に知ってもらうことが重要だ。	県では、かならいんの開設後、県のたよりによる広報や、ポスターの掲示、大型商業施設におけるカードの配架、電車内広告、インターネット広告などさまざまな広報媒体を通じた広報啓発活動等を実施していますが、今後とも効果的な広報に努めてまいります。	B
22	本県は津久井やまゆり事案という特異な教訓があり、サポステの支援と県警察の行うメンタルサポート構想との連携について検討し、有事即応の体制を構築しておく必要があると考える。	神奈川県被害者支援連絡協議会の会員で構成しているメンタルサポートチームの在り方について、現在、特別部会を設け、サポートステーションとの連携を含めて検討しております。	B
23	生活支援を中心とした市町村との連携は、犯罪被害者等にとって重要だと思う。今年、日本弁護士会全国人権大会（滋賀県開催）でも、犯罪被害者等支援条例の制定が決議された。この点からも、早期の市町村の被害者等支援の体制が構築されることが望まれる。	県では、県内市町村における犯罪被害者等支援施策の推進を図るため、市町村の総合的対応窓口との連絡調整や市町村職員を対象とした研修等を行っているところですが、今後も、生活支援などの市町村による犯罪被害者等支援の取組を支援し、市町村との連携の充実に努めてまいります。	A
24	各種の付添い支援は、犯罪被害を受けた被害者等には心の支えとなる非常に重要でかつ心強い支援活動であり、主に神奈川被害者支援センターがその任に当たっていることから、支援の拡大に伴う財政的支援を拡充する必要がある。	県では、犯罪被害者等のニーズの高い、裁判所等への付添い支援を行う民間支援団体の直接支援事業に対する補助を行っています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	C
2 日常生活回復にむけたきめ細かい支援の提供に関する意見			
25	精神的に傷を負った被害者が気持ちを切り替えて前向きに生きようとする時、おいしいものを食べる、習い事を始める等、家にこもらず、外に出ることが大切であり、そのためにはお金が必要であることから、犯罪被害給付制度は、大変素晴らしいものだと思う。	引き続き、犯罪被害者等給付金支給対象事案については、的確な制度教示を行い、迅速・適正な支給を推進してまいります。	B
26	被害届を提出するには、事件を強く思い起こさせる警察署等に足を運ばなければならないため、心の重荷を少しでも軽くするために、県の方が（制服ではない服装で）家庭訪問して、支援の制度を周知するとともに、手続書類をその場で記入してもらい、警察に届出をしたことにする方法はとれないか。	犯罪被害給付制度の申請等については、以前から申請者の要望に応じて私服の警察職員が自宅等へ訪問するなど、警察署以外の場所で制度教示や申請の受理を行い、申請者の負担軽減に配慮しております。	B
27	過去（公訴の時効以上前）に性犯罪の被害にあった方へ何も支援ができないと、この先も同じような心身の状態が続くことになってしまうことから、被害者支援に精通する精神科医やカウンセラー、被害者の会などにつなげるシステムがあれば良いと思う。	過去に性被害にあわれた方で、カウンセリング等精神的な支援を希望される方については、精神保健センター等をご案内するなどの対応を行っています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	C
28	臨床心理士等によるカウンセリングはサポステや県警が無料で実施しているが、実際にこうしたカウンセリングを受けられる被害者は限られているのが現状であり、カウンセリングを受けたくても費用が高く、受けられない場合も多いため、保険診療でカウンセリングを行っている医療機関をリストアップして被害者に情報を伝えたらどうか。	保険診療によるカウンセリングを行っている医療機関について、サポートステーションやかならいんに相談があった場合は、最寄の精神保健センター等をご案内しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	C
29	現在携帯型緊急通報装置（位置情報発信装置付き）が、ストーカー被害・配偶者暴力事案等の被害者に対して警察から貸し出されていると聞いているが、性犯罪他の被害者等で自宅を知られている場合などにも貸し出されるようにしてほしい。	ストーカー行為等の被害者以外にも女性に対する重大な性犯罪等にかかる被害については、被害者の要望により携帯型緊急通報装置の貸し出しを行っています。	B

番号	意見	県の考え方	反映区分
30	生活資金貸付は利用しやすい制度となる必要があると思う。	犯罪被害者等への給付については、国において犯罪被害者等給付金制度を設けていることから、県では、より幅広い被害者を対象に当面必要な費用を貸し付ける生活資金貸付制度を設けております。今後ともより分かりやすい制度の周知に努めてまいります。	C
31	心の傷は見えにくいですが長期にわたって被害者を苦しめるため、カウンセリング等は特に必要である。早期のカウンセリングは本人が望まない場合でも説得し一度は行ってほしい。	被害者等のカウンセリングの必要性について説明は行いますが、本人の意思に反して無理強いすることで傷を深める場合もあることから、被害者等のニーズに応じた対応を行っております。	D
32	市町村との連携は、非常に大切なことだと痛感している。支援センターが行う裁判所等への付き添い支援は日常生活支援とは違うと思う。被害者は、裁判が終わったからといって元の生活に戻るわけではなく、日常生活は続いていくが、被害者が望んでいる支援は多岐にわたっており、そのために必要なのは、市町村にある一般の福祉サービスをコーディネートする人材である。日常生活支援は市町村の担う割合が非常に大きく、県としては、それを財政的・人的にバックアップすることが求められると思う。	被害にあわれた方が平穏な日常生活を取り戻すため、お住まいの地域において必要な生活支援を受けられるよう、市町村や関係機関などへの働きかけを検討してまいります。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	C
33	平成28年度の実施状況において、新規貸付1件というのは、驚くほど少ない件数ではないか。犯罪被害に遭い、生活が困窮する家庭は多々あるはずなので、制度があっても利用できないのであれば、制度の改善を望む。	犯罪被害者等への給付については、国において犯罪被害者等給付金制度を設けていることから、県では、より幅広い被害者を対象に当面必要な費用を貸し付ける生活資金貸付制度を設けております。また、他の制度を利用することが適切と思われる場合には、市町村等制度を所管する関係機関につなぐなどの対応も行っています。	C
34	犯罪被害者等支援ボランティアの方について、居住市町村へ情報提供をしていただき、市町村の支援施策においても協力関係を築けるよう検討してほしい。	犯罪被害者等支援ボランティアの登録情報の提供については、市町村における具体的な活用の要望があった場合には、個別に当該市町村に居住しているボランティアと調整するなど、対応してまいります。	A
35	県営住宅の一時使用について、その対象者と対象住居を拡大していただきたい。平成28年度に横須賀市で支援した件数は5件であり、県内で2戸は少なすぎる。制度上支援の対象外となってしまうケースもあり、実質的には利用しづらいことから、身体・生命に危険が及ぶ可能性がある場合には避難できるよう、支援の対象を拡大してほしい。また、避難という性質上、居住地からより離れた場所を提供することが望ましいことから、県のリーダーシップのもと、市町村間で避難場所を提供し合い、相互に利用できる体制構築を推進してほしい。	県営住宅の一時利用については、被害者の負担を軽減し、より利用しやすい住居となるよう居室内の環境を整備を進めております。今後とも制度の改善を含め検討するとともに、市営住宅の一時使用の実施の拡大に向け、市町村への一層の働きかけを行ってまいります。	A
36	突然の事故により子供を失った場合、高齢の両親は何もする気力も無くなって「自宅に閉じこもってしまう」ことが多々起こり、本来なら支援が得られるはずなのに漏れてしまう例もある。刑事裁判に参加ができることや弁護士を頼むことも知らされず、「被害者が何も言わない」と捜査も裁判も加害者のペースで進んでしまい、あまりにも軽い刑に遺族が二度目の衝撃を受けることになる。警察は事故後も遺族に気を配り、このような遺族の情報を被害者支援センターに積極的に知らせてほしい。	県警察では、交通死亡事故等の被害者等に対し確実に支援施策を教示し、そのニーズに応じて、サポートステーションに積極的に被害者情報の提供を行い、様々な支援に努めております。今後も被害者等に寄り添い、引き続き適切な情報提供と支援を行ってまいります。	B
37	犯罪被害者等支援ボランティアの方に単位習得してもらい、県議会で可決し、一定の要件のもと相談者のプレートを交付して、市民の駆け込み寺のようなものの設置を要望する。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	C

番号	意見	県の考え方	反映区分
38	犯罪被害者等支援ボランティア登録者研修会をもっとやってほしい。皆の熱望に応えてほしい。	県では、昨年より犯罪被害者等支援ボランティア登録者研修会を実施しておりますが、今後も様々な研修の案内を随時送付するなど、受講機会の拡大に努めてまいります。	B
39	ボランティアの交流の機会をもっと多く検討してほしい。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。	C
40	性被害にあった場合、警察にいくと「どのようなことを聞かれるのか」や「取り合ってもらえるか」等の不安もあり、警察には出向きづらい状況があるため、ワンストップ支援センターで警察に同行いただくと心強いと思う。	かならないでは、性犯罪・性暴力にあわれた方のニーズに応じて、警察への付添い支援も行います。	B
41	性被害を受けると心身面へも大きな影響があるときくので、性被害について関心を持ち、治療経験を有する精神科医について教えてもらえると助かると思う。	サポートステーションやかならないでは、性犯罪等の被害にあわれた方のニーズに応じて、臨床心理士等によるカウンセリングを実施しております。また、精神保健福祉センターと連携して検討してまいります。	C
42	被害者等は精神的、金銭的にもダメージを受けることが多いので、精神科の受診費用を一部公費負担する事は有益である。	被害者等の精神科受診に要する公費負担については、引き続き適正な運用に努めてまいります。	B
3 県民・事業者の理解の促進に関する意見			
43	性犯罪にあった方がすぐに訴えられない理由の一つは、周囲の無理解であり、とりわけ子どもは親がどのような反応をするか敏感である。県民全体への理解を深める施策を行うとともに、子どもが訴えやすい環境を作るための教育等の施策を望む。	県では、県立学校及び公立小中学校（政令市を除く）にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、児童・生徒が相談しやすい教育相談体制を構築しております。また、県警では性犯罪に限らず、中高生を対象として被害者等の理解促進を図ることを目的とした「いのちの大切さを学ぶ教室」も実施しております。今後とも、性犯罪の被害にあった児童・生徒が訴えやすい環境づくりを含め、取組みの推進を図ってまいります。	B
44	性暴力、性犯罪被害は、世間的に認知がまだ足りておらず、特に高校、大学等の教育現場への周知が大切と思うので、出張講座等、周知・啓発してほしい。	県では、学校や地域等で犯罪被害者等への理解を促進する講座を実施するとともに、関係機関と連携した街頭キャンペーンや様々な広報媒体を通じた広報啓発活動などを行っています。また、県警では、中高生を対象に、被害者等への理解促進を目的とした「いのちの大切さを学ぶ教室」を、大学生等を対象に、被害者等への理解促進のための講演を行っています。引き続きこの取組を推進してまいります。	B
45	様々な広報活動と並行して、小中学校より「犯罪被害に遭った時は、どのようにすれば良いのか」「犯罪被害者とその家族への理解を深める」等の教育を行っていくことで、万が一被害に遭った時に適切な支援を受けることができ、二次被害を軽減できるのではないかと。	県警では、被害者等の実情を伝え、被害者にも加害者にもならない機運の醸成を図るため、中高生を対象に「いのちの大切さを学ぶ教室」や「いのちの大切さを学ぶ作文コンクール」を実施しています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	C
4 被害者等を支える人材の育成に関する意見			
46	地域で活動するボランティアに犯罪被害者等の生活支援を担ってもらうためには、研修を行うだけでは、却って二次被害を与えることにもなりかねず、かなり無理があると思われる。各市が提供している市民向けの家事支援や子育て支援などの各種制度を活用したり、社協等、実際に地域で福祉活動に関わっている機関の協力を得ることが先決と思われる。	犯罪被害者等に対する日常生活支援については、育児や介護等様々なニーズに対応する人材が求められるため、今後市町村や福祉関係団体と連携してまいります。	C

番号	意見	県の考え方	反映区分
47	性犯罪・性暴力被害者支援ワンストップ支援センターの設置は、県民にとって心強く、その活動に期待している。性被害について相談し、語ることのハードルは非常に高いことから、これに対応していくためにも質の高い支援員を要請・配置してほしい。	かならないでは、相談員や支援員が被害者の心情を理解するとともに、さまざまな支援に関する知識の習得が必要であることから、職員を対象とした研修を定期的実施するとともに、性犯罪・性暴力被害支援者研修を実施し、相談員等の資質の向上に努めております。	B
48	県内市区町村の犯罪被害者等支援相談員養成を要望する。	県では、市町村職員等の犯罪被害者等支援についての理解を深め、取組みを推進するため、市町村職員向けのハンドブックを作成するとともに、市町村職員を対象とした研修の実施や、犯罪被害者等支援ボランティア養成講座等の研修の案内を行っています。	B